

第 5 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録  
会長 笹沼恭一は、令和 2 年 1 1 月 1 3 日午前 9 時 3 0 分、水戸市農業委員会総会を  
水戸市本庁舎 2 階大会議室に招集した。

出席委員（15名）

2 番 高 橋 基	4 番 立 原 清 子	8 番 一 木 克 昭
1 0 番 安 藏 久 男	1 1 番 皆 川 重 文	1 2 番 浅 井 紘 一
1 3 番 市 村 正 司	1 4 番 吉 澤 勇	1 5 番 笹 沼 恭 一
1 6 番 関 成一	1 7 番 皆 川 晃	1 9 番 軍 地 美 代
2 0 番 高 安 幸 一	2 3 番 小 島 雄 一	2 4 番 外 岡 健 寿

欠席委員（8名）

1 番 江 橋 健 男	3 番 渡 邊 隆 文	5 番 今 関 征 一
6 番 深 谷 泉	9 番 雨 谷 克 己	1 8 番 伊 藤 明 美
2 1 番 園 部 優	2 2 番 大 圖 金 雄	

事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	関 拓 也
農地係	塚 田 一 平		

内 容

1. 議事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 議案第 4 号 土地現況証明願いに対する承認について
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第 6 号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

## 2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第6号 農地改良協議に対する同意について

## 会 議 の 概 要

事務局 おはようございます。

本日出席の委員の皆様，全員お集まりでございますので，会長，開会をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

本日は早朝から大変お忙しい中出席をいただきましてありがとうございます。

いつもこういった挨拶の場で話さなければいけないことは，やはり何といたってもコロナ禍の中で，特に第3波に入ったと思われるこの状況だと思います。Go To Travel事業はやはり経済を回していかなければならない中で致し方ないことではありますけれども，茨城県も800人を超えたというような中で，水戸市も昨日1人，茨城町が2人という状況になっております。

今後，私どもも総会が開かれるわけですが，本当に気をつけて，誰一人として感染しないように対策を講じなければならないかと思っているところであります。

それから，良い話もあります。実は，先月のテレビだったかと思えますけれども，埼玉県の事例で，やはりかなり高齢化が進んでおまして，梨の農家が廃業するというので，今後梨の木を伐採という話がある女性が聞きまして，それならば農業をやってみようということで，そっくりその梨園を譲り受けて，家も譲り受けて，それで一生懸命農業経営をしておまして，地元からも認められるようなことになり，今は地域から薦められて農業委員をやっているということがテレビで放映されておりました。

それと同じようなことが今日の議案第1号第8項にありまして，萱場で栗園を一括で買取りまして，約60アールですが，この女性が農園をやってみたいということで出ております。こういった形が今後どんどん増え，水戸の農業，茨城県の農業もどんどん新規農業者を受け入れて，サポートをして，どんどんこれから農業の活性化に結びつけられればと思っているところであります。

今日はこの会場で開催することができましたけれども，今後については，場合によっては移動をして，この市庁舎ではないところであるかもしれませんが，そういうことも考えなければならないかと思っているところであります。

では，どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは，ただいまから第5回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15名，欠席は8名です。よって，過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき，会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

10番の安藏久男委員、そして11番、皆川重文委員、よろしく願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第5回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が16件、農地法第4条の審議案件が4件、農地法第5条の審議案件が24件、土地現況証明が2件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が7件、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が10件、制限除外の農地の移動届が4件、農地改良協議が1件、登記官等からの地目確認照会が4件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして74件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番の皆川晃委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件について調査検討したところ，法令に照らし，許可相当と思われますので，ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 2 項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第 2 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

安藏委員 10 番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 3 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 3 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

高安委員 20 番，高安です。5 番，今関委員の代理発言です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項と第6項は関連がございますので，併せて事務局から説明させます。

事務局 第4項と第6項は関連がありますので，併せてご説明いたします。契約内容は，第4項については賃貸借，第6項については売買であります。受人は，新規就農するため申請地を賃借し，または譲り受け，耕作したい旨の申請であります。第4項と第6項の面積を合計して下限面積の4,000平方メートルを満たします。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8 番，一木です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われますので，ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 調査検討をした結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 9 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 9 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 10 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。



議 長 関係委員のご意見を願います。

吉澤委員 14 番，吉澤です。9 番，雨谷委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

吉澤委員 14 番，吉澤です。9 番，雨谷委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番，吉澤です。9 番，雨谷委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしくお願  
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条  
第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番，吉澤です。9 番，雨谷委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願  
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条  
第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12 番，浅井です。

この案件について調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われますが，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 15 項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第 15 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12 番，浅井です。

この案件についても調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条

第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。6番、深谷委員の代理発言です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。  
第1項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。5番、今関委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に  
囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。  
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており  
ます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。  
調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第3項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり牛舎を新築することと、是正す  
るための始末書を添えての申請でございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性  
の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。6番、深谷委員の代理発言です。  
この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますが、ご  
審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は300メートル以内に内原出張所があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23番、小島です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19 番，軍地です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 2 項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第 2 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地の一部は水道，下水道が埋設された道路に面し，500 メートル以内に病院と中学校があることから，農地区分は第 3 種農地及び土地改良区域内にある農地であることから，農地区分は第 1 種農地と思料されますが，農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件につきまして調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 3 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地の一部は水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と中学校があることから、農地区分は第3種農地及び土地改良区域内である農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討をしたところ、許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地の一部は水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と小学校があることから、農地区分は第3種農地及び公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいた



します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院が2カ所以上あることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に幼稚園と病院があり、宅地が連担していることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得て

おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

また、農振農用地区域内であるため除外手続をし、除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいた

します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 10 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、転用期間は 5 か月間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8 番，一木です。

調査検討をした結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は土地改良区域内にある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20 番，高安です。21 番，園部委員の代理発言です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20 番，高安です。21 番，園部委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 16 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 14 項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第 14 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と史料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 16 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答は得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番，吉澤です。9 番，雨谷委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから，農地区分は第 1 種農地と思料されますが，農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

また，農振農用地区域内であるため，除外手続をし，除外見込書は出ておりますが，正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番，吉澤です。9 番，雨谷委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。



次に、第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12 番，浅井です。

この案件について調査検討をした結果，法令に照らして許可相当と思われますが，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから，農地区分は第 1 種農地と思料されますが，農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番，外岡です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 23 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 23 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は 300 メートル以内に内原出張所があることから、農地区分は第 3 種農地と史料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番、小島です。

調査検討をした結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 24 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 24 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番、小島です。

この案件も調査検討をした結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願いに対する承認についてを上程いたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願いに対する承認についてでございます。

第1項は中丸町の田、面積は1,674平方メートルの土地について土地現況証明願いがあり、農業委員3名で現地調査をした結果、証明を可としたものであります。

第2項につきましても、同じく現地調査の結果、証明を可としたものでございます。  
説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙2をご覧ください。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和2年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が5万2,499平方メートル、うち再設定2万3,689平方メートル、畑が14万2,479平方メートル、うち再設定5万2,367平方メートル、設定者54名、取得者22名、うち再設定の設定者21名、取得者11名でございます。

利用権設定年月日は、令和2年11月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたがご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

では、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和2年農用地利用配分計画書(案)について、集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が再設定のみで4万1,014平方メートル、畑が再設定のみで5万3,718平方メートル、設定者1名、取得者5名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 ただいま、事業担当課から説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答する

ことに決定いたします。

ここで担当課は退席します。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出共に、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、本日予定していた案件は終了となりますが、その他で事務局から説明があります。

事務局 それでは、その他としまして、成沢町地内の農地転用事案ということで、左側ホチキス留めした資料を本日配付しております。こちらを説明させていただきたいと思っております。

内容としましては、先月、これまでも昨年からずっと説明しているものでございます。

1、土地の所在等、記載のとおりでございます。

4、許可満了日、令和2年12月12日、来月をもって許可期間満了を迎えるため、今後の対応を説明させていただくものでございます。

6、許可の条件、許可期間満了までに、従前の農地の表土又はそれと同等以上の肥沃土をもって農地に復元すること、こういったことが今後必要になってくるということでございます。

2、事業者に必要な手続。事業者にとっては大きく2つですね、何らかの農地転用許可申請を行うこと。許可申請をして許可を得ること。

あとは(2)、農地への復元、このいずれかが事業者にとっては必要になってくるということでございます。

まず、(1)農地転用の許可申請、①でございます、資材置場、許可の条件としましては、現に資材置場として使用し、許可期間満了後も継続使用する場合。なお、この場合は許可期間を設けない恒久転用になりますので、雑種地に地目変更が可能にな

っております。事業者が希望するのは間違いなくこの形であります。ただ、ここの許可の条件にも書いておりますとおり、今の用途が資材置場であるということは、農業委員会としては認められない状況になっております。なので、資材置場、パネルを撤去して、現に資材置場として使っている状況が確認されない限り、この形での許可は難しいのかなということでございます。

資材置場が駄目なら、他目的の転用許可というものも考えられます。まず、太陽光発電設備としまして通常どおりの売電を行うもの、これは許可できません。第1種農地になりますので、こういう形での太陽光発電設備は許可できない。このことにつきましては、事業者には何度も説明をし、事業者もこのこと自体は理解をしております。

転用としまして、太陽光発電設備の売電は行わず自家消費、自宅なり事務所なり、こういったところに電気を使う場合は転用の許可の余地は残されてはいるんですが、そもそも許可の可能性のあるのは売電を行わない形のみで、本人としては売電を行いたいので、ここに示されているのは本人も望む形ではないし、現在の状況は不正ということでございますので、この申請は現実的ではないのかなと考えております。

3番目は、太陽光発電設備の展示場ということで、事業者からも展示場では許可が出るのか、そういったご相談も実際来ているところなんですが、そもそもこの展示場につきましても売電はできないので、やはり本人の望む形ではないのかなということでございます。

最後に営農型でございます。第1種農地であっても営農型であると太陽光発電設備の設置も許可可能ではあるんですが、当然前提条件としまして、パネルの下部におきまして耕作、営農が行われるという条件が揃っていることが必要になります。なので、耕作に支障のないように脚を伸ばす、あるいは今、碎石が敷かれておりますので、碎石の撤去、こういったことが許可をする場合の前提条件になるものと考えております。

参考としまして、資料の一番最後をご覧いただきたいと思うんですが、これまでも何度も皆様にはお示ししている現地の写真を載せております。ご覧のとおり、パネルの下にはもう碎石がありまして、現時点ではとても耕作し得るものではなく、もしこの部分の営農ということであれば、やはり碎石を撤去することなどが前提条件になるのかなということでございます。

もう一度1ページにお戻りください。

そして、転用の許可申請がもし無理な場合は、(2)としまして、農地への復元ということになります。資料の一番下に事業者の考えを記載をしております。

「農地の復元は考えていない。今後も売電を継続したい。太陽光発電設備を設置しているが、敷地の大半は転用申請の事業計画のとおり資材置場となっている。資材置場として審査をお願いしたい」ということで、事業者は今の形のまま転用の許可を取って、合法的な形にしたいということですが、これを認めるには、農地転用の許可指



針の附則をねじ曲げないといけないということで、農業委員会としてはこれはできるわけもなく、事業者にとって、何らかの転用許可を取る場合は、本人も相当な妥協をしないと今のところ許可できる可能性が見いだせない状況になっています。そうすると、こちらとしては本人に農地に戻してくださいという方向での指導につながっていくこととなります。

資料の2ページ、3番、今後の農業委員会の事務処理ということでございます。

(1) 転用許可の見込みの検討でございます。一応、許可が難しいとは言ったんですが、そうはいつでも今後、事業者からいろんな形での転用の相談があると思いますので、一応今後も県などに相談をしながら、許可の見込みの検討は継続してまいりたいと考えております。

(2) 指導、許可期間満了を一定期間を置いても事業者が農地に戻さない、あるいは何らかの転用の相談も何もない場合は指導を行うこととなります。

なお、ここにある指導というのはこれまでの指導とはちょっと別物になってきます。これまでは資材置場として許可を取っているんだから、資材置場にきなさい、してくださいという指導だったんですが、ここにある指導は農地に戻してくださいという指導となり、内容が変わってきます。

(3) でございます。もし、その指導を受けても実態として何ら進展がない場合は、事業者を呼んで聴聞を行う、こちら行政手続法という法律があるんですが、この法律にのっとりた形での聴聞を行うということになります。

この中のやり取りで、どうしても本人にその気がないということであれば、(4) 番でございます。命令です。農地に戻してくださいではなく、戻しなさいと命令、行政手続法上は不利益処分というものになります。この不利益処分という言葉については後で細かく説明をさせていただきたいと思っております。

(5) 命令後、本人が何ら言うことを聞かない場合は、再度督促を行うということでございます。

その脇右側ですね、農業委員会の基本方針を記載しております。

今回の件につきましては、先週の運営委員会の中でも取り上げたわけですが、悪しき前例は作らない、安易に資材置場として容認しない、こういった意見も運営委員の中から出ております。このことを前提に今後も対応してまいりたいと考えております。

4番目、経済産業省への情報提供でございます。水戸市農業委員会から命令を出してもなお事態が進展しない場合、こういった手続とは別に、再生可能エネルギー発電事業の事業認定の観点から、経済産業省が事業者に対して指導、あるいは改善命令を行う、こういった制度もございます。

要件としましては、事業者が再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、遵守すべき法令及び条例に違反していると判断された場合、今回農地法違反の可能性が

非常に強いということで、こういった要件に該当するものと考えております。

流れにつきましては記載のとおりであります。国において指導、助言、改善命令、聴聞、最終的には事業認定の取消し、こういった、やはり国においても不利益処分というものが行われる、最終的には行い得る制度となっております。

なお、3番、課題でございます。最終的に国に事業認定取消しの措置を行った場合におきましても、事業者が農地への復元を履行する保証はないということでございます。本人は売電できなくなったからパネルを撤去して農地に戻すかという、それは現実的になく考えております。従いまして、こういった事業認定取消しを行っても農地法違反の状況というのは解消されない、根本的な解決にはつながらない可能性はあります。

では、なぜここの資料に載せているのかということでございますが、(4)参考をご覧ください。

実際、農地法違反をもとに国による事業認定取消しをした事例があります。平成31年、沖縄県西原町にこういった事例があるということで、これは新聞報道されておりますのでそちらをご覧くださいと思います。

資料8ページ左上、「太陽光発電買い取り制度 農地法違反で取り消し」平成31年3月16日、日本農業新聞の1面でございます。こちら、昨年も1回資料に載せたことがございますので、記憶にある方もいらっしゃると思うんですが、傍線を引いているところだけ説明をさせていただきます。

第3段目です。「当該業者は地元農業委員会の許可を得ずに太陽光パネルを設け、問題発覚後も国などの指導に従わなかった」こういったことをもとに事業認定の取消しを受けたということで、「経済産業省・資源エネルギー庁は、他の事例でも法令違反があれば認定を取り消す考えを示している」ということで、こちらは全国初の事例ということでございます。ネットでも探していったんですが、2例目がヒットしないので、恐らく全国でまだこの事例しかないのかなという状況でございます。もし、水戸市でやれば2例目になるかもしれないということですね。

4段目です。詳細が書いているんですが、「発電しながらパネルの下で農業をする計画だったが、農委は「全く日が当たらず、何かを栽培できる状態ではなかった。発電だけを目的にしていた」と受け止めている」ということで、営農型の計画だったんですが、実際には売電だけを目的にしている、こういった疑いがある、そういった事例だったようであります。

それでは、また資料3ページをご覧くださいと思います。

ここからは、実際に事業者から届いた要望書になっております。

内容につきましては、本人からこれまでも出されていた要望と何ら変わらないものなんですが、1番に書かれているのは、雑種地に地目変更の登記を完了したいという

こと。2番では面積について書いているんですが、本人の中では資材置場の面積が58%なので、その敷地内に太陽光パネルはあるんですが、その部分は除いて雑種地として審査をしてもらいたいということです。3番目、農地に戻すつもりは全く考えていない。4番ですが、太陽光発電装置はどこにでも設置可能と。碎石も10トントラックで20台分の碎石を入れて、そういった形だということですね。5番、地方公務員は全体の奉仕者であり、市民の味方であるはず。一時転用の許可期間が切れるまで審査を延ばそうなどという姑息な考えはしないでほしいということ、何とか認めてくださいねという要望をいただいております。

9ページは、先ほど不利益処分という言葉に触れたんですが、行政手続法の処分について定義しております。

行政の決定行為ですね、ざっくりと。この中で、申請に対する処分と不利益処分とありまして、この不利益処分は、特定の者に直接に義務を課し、又は権利を制限する処分ということで、本人に農地に戻すような命令というのはこの不利益処分に該当するということで、下の(2)にあるんですが、不利益処分をする場合は、監督処分手続がありますよ、こういったことが記載されております。詳細につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上で資料の中身につきましては終了となるんですが、あと一月で許可期間が満了となります。ひとまずは事業者からの連絡待ちの状況ではあります。その間、事務局でも転用許可の見込み、こちらにつきましては計画を進めてまいりまして、設置業者から連絡があった場合、なければ当然こちらから接触をするわけなんですけど、この日から連絡があった場合、あるいは事業自体の進展があった場合につきましては、来月の総会でまた皆様に説明させていただきまして、そのように考えております。

今回、何か決定いただくものではなく、今後の流れの整理について説明をさせていただきました。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から丁寧な説明がありました。

ご意見とかご質問等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 なければ、ただいまの説明のとおり対応していくことで決定してまいります。よろしいでしょうか、それで。

(「異議なし」の声あり)

議 長 続いて、事務局から説明をさせます。

事務局 太陽光発電設備への転用に係る苦情に関する調査結果についてご説明したいと

思います。

9月の総会において話が出ました、太陽光発電設備への転用に係る苦情について、近隣市町村の状況を調査しました。

A3の横の資料をご準備ください。

左側に記載されています3つの項目を笠間市から那珂市までの7つの自治体へアンケート調査を実施しました。

まず、苦情の種類では、景観等の住環境への影響に対する苦情は、調査した自治体ではありませんでした。

また、茨城町、城里町、大洗町、ひたちなか市の4市は苦情がないとの回答でした。

続きまして、苦情への対応でございますが、水戸市でも同様であります。苦情内容ごとに現地確認をし、その状況により地区担当委員と連携して対応しているとのことです。

続きまして、転用地に隣接していない近隣住民への農業委員会事務局における周知方法についてですが、小美玉市や那珂市の2市は周知するよう指導しているとの回答がありましたが、そのほかの5市の事務局は周知はしていないとの回答でした。

ここで水戸市の事務局の対応をご説明しますと、従前から事前説明等について記載した案内文を作成しまして、農地転用相談があったとき、申請書の受付時、農地転用許可書の交付時に事業者へ渡して説明をしておりました。

そこで、別紙の案内文をご覧ください。

更新前と書かれた案内文が今まで配付していたものになります。

もう一枚の更新後と書かれた案内文をご覧ください。

こちらの案内の文中に記載されているように、1番目の事前説明の周知依頼の重要性を強調いたしました。また、2番目に農耕車の通行に支障が出ないようなフェンスの施工を項目として新たに追加しました。今後はこちらの案内を用いて周知をしたいと思いますと思っております。

また、太陽光発電設備を所管しております環境保全課と改めて協議のほうを行いました。今までどおり継続して、私ども農業委員会と連携、協力していくと確認しております。

農地転用を伴う太陽光発電設備は転用許可を必要とし、その許可の判断基準において近隣住民の同意は不要となっております。一方、茨城県による太陽光発電設備の適正な設置・管理に関するガイドラインというものがございまして、その中に生活環境や景観などへの配慮について、近隣住民への事前説明の必要性が示されております。

水戸市では、ガイドラインの趣旨を踏まえて適正に事業を行うことをお願いしております。実態としまして、各委員が農地転用の現地調査をする中で、農地法では対応し切れない内容の住民の声が聞こえてくるが多々あるかと思っております。

結論としましては、現実的に農業委員会が受け止めていた苦情のうち、農業委員会では対応できない内容は、環境保全課と情報を共有する中で適切に協力を求め、解決に向けて前進させていくよう何かございましたらお願いいたします。

事務局としましては、周辺住民への事前説明の実施を事業者とのやり取りの際に継続してお願いしてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらばお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、ただいまの事務局説明のとおり対応していくことに決定をいたします。

それでは、以上をもちまして第5回総会を閉会といたします。

ご審議いただきましてありがとうございました。

閉会 午前10時40分